

# いしのまき



復旧が進む石巻港に大型客船が9月下旬に相次いで寄港し、住民を沸かせました。寄港したのは商船三井客船㈱の「にっぽん丸」、日本クルーズ客船㈱の「ばしふいっくびいなす」。岸壁では石巻港大型客船誘致協議会が歓迎セレモニーを開き、全国各地からお越しの皆さんをもてなしました。郷土芸能等も披露し、復興に向かう石巻地域の力強さをアピールしました。

## 復興に向かって力強く 大型客船2隻が石巻港に寄港



石巻市イメージキャラクター

### 主な内容

- P 2 ----- 主な復興事業の進捗状況と今後の予定 (第2回「くらし」)
- P 3・4 ----- 震災復興情報

## 災害義援金第4次配分の金額および配分対象が決定しました

### 義援金の増額

人的被害者(死亡・行方不明者)と半壊以上の住家被害世帯に義援金受付団体分が配分され、さらに津波浸水区域における半壊以上の住家被害には義援金受付団体分および宮城県分が加算して配分されます。

### 義援金の配分対象および金額

※詳細については市ホームページをご覧ください。

今回の配分は次のとおりです。

- 死亡・行方不明者 5万円
- 住家被害 全壊 7万円 大規模半壊 5万円  
半壊 3万円

### ○津波浸水地区における住家被害(「住家被害」に加算)

- 全壊 10万円
- 大規模半壊 7万円
- 半壊 4万円

義援金の申請 現在までに手続きをした方は、新たな手続きは不要です。

義援金の支給 義援金の支給は、10月末から順次開始予定です。

※り災程度に変更がある方は手続きが必要ですので、お問い合わせください。

問 被災市民生活支援課(内線3956)

## 防災集団移転促進事業の個別相談会

- 開催予定 11月初旬から市街地部、半島部でそれぞれ順次開催します。
- 開催の通知 地区ごとに開催しますので会場、日時は後日、対象世帯に郵送でお知らせします。(調査票と資料を同封します)

## 災害危険区域の指定等

- 災害危険区域とは 東日本大震災により甚大な被害を受けた区域において、新たな災害から市民の安全を確保するため、住居等建築物の建築の制限等を行う区域です。
- 災害危険区域指定の予定時期 平成24年12月1日に区域の指定に係る告示を行う予定です。

## 第4回石巻市震災復興推進会議の開催

第4回会議は、11月4日(日)午後1時30分から市役所4階庁議室で開催します。

会議は公開ですが、会場の都合上、定員は30人程度となります。

### ◇過去の会議資料等

委員名簿や会議資料については、市ホームページで公開しています。

また、情報公開コーナー(市役所4階秘書広報課脇)でもご覧いただけます。

### ◇その他

会議の概要は今後も市ホームページや市報でお知らせします。

問 復興政策課  
(内線5514・5513)

## がけ地近接等危険住宅移転事業

### ○がけ地近接等危険住宅移転事業とは

災害危険区域の指定後に、防災集団移転促進事業による移転ではなく個別で住宅を移転される方が「がけ地近接等危険住宅移転事業」の支援を利用することができます。

### ○(補助要件)

次の要件をすべて満たす場合が対象となります。

(1)災害危険区域指定後、市に補助申請を行い承認を受けてから、住宅再建に係る契約や工事等に着手される方

※すでに契約済み・着工済みである場合は対象になりません。

(2)震災時に災害危険区域内に居住していたこと

※平成23年3月11日の震災時に区域内の住宅に住まわれており、現在避難生活を送られている方も対象となります。

(3)災害危険区域外の安全な場所に移転できること。(市が指定する「住宅団地」以外)

### 助成限度額(一戸当たり)

除却や引越し費用の助成限度額	78万円	
建物土地取得への利子補給	建物	444万円
	土地	206万円
	敷地造成	58万円

問 集団移転対策課 相談窓口(内線5951~5954)